

---

---

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース  
2020/11/24号 (No. 384)

---

---

## ○ 法律・法規等

1. 著作権法の改正が成立、2021年6月1日より施行(中国知識産権资讯网 2020年11月13日)

## ○ 中央政府の動き

1. 習主席：イノベーションの発展をリードする最も重要な原動力に(中国知識産権资讯网 2020年11月19日)
2. 国家知識産権局申局長とチリ産業財産権庁プレスキー長官と会談(国家知識産権網 2020年11月19日)
3. 国家版權局、著作権行政法執行における証拠の審査・認定について通達(中国打撃侵權工作網 2020年11月18日)
4. 15ヶ国がRCEPに署名、地域の知的財産権保護がさらに強化(中国知識産権资讯网 2020年11月18日)
5. 「電子商取引プラットフォーム知的財産権保護管理」に関する国家標準が發布(中国打撃侵權工作網 2020年11月17日)
6. 國務院、商標・特許など知的財産権の侵害行為に対する取締を強化(中国保護知識産権網 2020年11月13日)

## ○ 地方政府の動き

1. 12省市知的財産権行政保護協力会議、無錫市で開催(中国知識産権资讯网 2020年11月18日)
2. 江蘇、国有企業の知的財産権育成を促進 「若干措置」発表(中国打撃侵權工作網 2020年11月18日)
3. 重慶、「知的財産権の保護強化に関する具体的措置」を發布(中国保護知識産権網 2020年11月13日)

## ○ 司法関連の動き

1. 最高人民法院、知的財産権民事訴訟の証拠に関する規定を公布(最高人民法院公式サイト 2020年11月16日)
2. 最高人民法院、著作権の保護強化に関する意見を公布(最高人民法院公式サイト 2020年11月16日)
3. 全国法院知的財産権裁判活動シンポジウムが広東で開催(最高人民法院公式サイト 2020年11月13日)

## ○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 北京16部門が「網劍行動」を実施 ライブコマース規範化など(中国打撃侵權工作網 2020年11月17日)
2. 長江デルタ地域3省1市、ネット関連の法執行活動で連携協定(中国打撃侵權工作網 2020年11月13日)

## ○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 国家電網、「ブロックチェーン+新エネルギー」特許を登録 国内初(中国保護知識産権網 2020年11月17日)

## ○ 統計関連

1. 中国、1～10月の実行ベース外資導入額が6.4%増(商務部公式サイト 2020年11月16日)
2. 深セン、1～9月のPCT国際特許出願が22.66%増(中国打撃侵權工作網 2020年11月13日)

## ○ その他知財関連

1. フランシス・ガリ氏、上海国際知的財産権学院の名誉院長に就任(中国知識産権资讯网 2020年11月18日)
2. 第16回中国(無錫)国際デザイン博覧会が無錫で開催(中国打撃侵權工作網 2020年11月16日)

---

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 著作権法の改正が成立、2021年6月1日より施行★★★

中国の改正「著作権法」が11月11日、第13次全人代常務委員会第23回会議で可決、成立した。2021年6月1日に施行される。改正後の著作権法はインターネット上の著作権保護に関する規定を明確にし、著作権法によって保護される「作品」の範囲を拡大し、法定賠償額の上限を大幅に引き上げ、懲罰的賠償制度を導入するなど、クリエイターの権利保護をより強力に「サポート」する形となった。

新たに改正された著作権法では、「侵害行為の情状が深刻な場合、賠償額の1倍以上5倍以下の懲罰的賠償を科する」制度を導入し、法定賠償額も500元以上500万元以下に引き上げられた。

電子通信技術の進展に伴い新しいタイプの著作物が次々と現れており、改正著作権法では「作品」の定義が修正された。「映画作品と類似した制作方法で制作された作品」という表現を「視聴作品」に変更し、ショートビデオなどの新しいタイプの著作物にも適応し、視聴著作物の保護範囲を拡大した。

(出典：中国知識産権资讯网 2020年11月13日)

[http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=125851](http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=125851)

○ 中央政府の動き

★★★1. 習主席：イノベーションの発展をリードする最も重要な原動力に★★★

習近平国家主席は19日北京で、テレビ会議の形で開かれたアジア太平洋経済協力会議(APEC) 商工業界リーダーサミットに出席し、「新たな発展構造を構築し、互惠ウィンウィンを実現する」をテーマとした基調演説を行った。

習主席はその中で、「中国は科学技術イノベーションを大いに推進し、経済発展の新たなエネルギーを生み出して行く。イノベーションの発展をリードする最も重要な原動力とすることを堅持し、科学技術、教育、産業、金融を緊密に融合したイノベーションシステムを構築し、産業チェーンのレベルを絶えず引き上げ、経済の長期的発展を強く支えていく」と強調した。

さらに、習主席は「中国が新たな発展段階に入り、改革も新たな任務に直面するに伴い、われわれはより大きな勇気とより多くの措置を講じて体制とメカニズムの深層にある障害を取り除き、国家ガバナンスのシステムと能力の現代化を推進していく」と述べた。

(出典：中国知識産権资讯网 2020年11月19日)

[http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=125979](http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=125979)

★★★2. 国家知識産権局申局長とチリ産業財産権庁プレスキー長官と会談★★★

11月17日、中国国家知識産権局(CNIPA) 申長雨局長とチリ産業財産権庁(INAPI) プレスキー長官がビデオ会議を行った。両長官は、近年の協力事業を回顧し、今後の主な協力事業について議論した後、人工知能関連の特許審査、中小企業への支援強化などについて意見を交わした。会談後、両長官は「特許審査分野の協力深化と特許審査ハイウェイ(PPH) 試行プログラムの延長に関する共同声明」に署名した。

申局長は、チリ産業財産権庁は重要な協力パートナーであると語り、長年の協力関係により双方が審査業務や研修訓練、データ交換などの分野で収めた成果を評価した。また、PPH 試行プログラムの延長は両国の出願人に大きな利便性を提供するものであるとの認識を示し、今後も協力関係をより一層深め、多くの実務的な協力成果を獲得したいと表明した。

CNIPA と INAPI は 2017 年に PPH 協力覚書を締結し、翌 1 月 1 日より PPH 試行プログラムを開始した。今回の共同声明によると、双方は新しい PPH 試行プログラムを来年 1 月 1 日より実施することになった。

(出典：国家知識産権網 2020年11月19日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/19/art\\_53\\_154995.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/19/art_53_154995.html)

★★★3. 国家版權局、著作権行政法執行における証拠の審査・認定について通達★★★

11月15日、国家版權局は広く意見を求めた上で作成した、「著作権の行政法執行における証拠の審査・認定業務の更なる徹底に関する通知」（以下、「通知」という）を發布した。

「通知」は申立人から提出された権利証明書類及び権利侵害証拠に基づき、著作権行政法執行部門が被申立人の行為が権利侵害を構成すると認定できる場合、鑑定機関に鑑定を依頼する必要がないことを明確にしている。また、著作権行政法執行部門は、架空のライセンス、授権などの方式によって他人の作品を不法に伝播する権利侵害行為を調査・処罰し、不適切な権利保護を法律に従って規制することができる」と規定した。

「通知」は権利侵害の認定についても規定している。被申立人がその出版、製作などの行為が権利者から合法的に授権されることを証明できない場合、かつ既存の証拠が侵害行為を裏付けるのに十分である場合、著作権の行政法執行部署がその行為が権利侵害を構成すると認定しなければならないとしている。

（出典：中国打撃侵權工作網 2020年11月18日）

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/bmdt/202011/328068.html>

★★★4. 15ヶ国がRCEPに署名、地域の知的財産権保護がさらに強化★★★

「地域的な包括的経済連携」（RCEP）の調印式が15日にオンライン方式で行われ、ASEAN加盟10カ国とオーストラリア、日本、中国、韓国、ニュージーランドの15カ国がRCEP協定に署名した。これにより、世界で最も多くの人口を擁し、最も多様な加盟国が参加する、最も発展のポテンシャルの高い自由貿易圏が成立し、動き出すことになった。

RCEPには、商品、サービス、投資などの全面的な市場参入許可の承諾をカバーする20項目が含まれる。知的財産権に関して、RCEPは、地域の知的財産権保護と促進にバランスの取れた、包括的な保護を提供している。著作権、商標、地理的表示、特許、意匠、遺伝資源、不正競争防止、知的財産権エンフォースメントなど、幅広い内容を分野別に具体的に定められていることから、当該地域の知的財産権の保護がさらに強化されると予想される。RCEPの知的財産権に関する全体的な保護レベルは、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定）よりもやや強力なものであると見られる。

（出典：中国知識産権资讯网 2020年11月18日）

[http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=125956](http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=125956)

★★★5. 「電子商取引プラットフォーム知的財産権保護管理」に関する国家標準が發布★★★

電子商取引プラットフォームにおける知的財産権の保護を強化するために、国家知識産権局と国家市場監督管理総局が主導して作成した国家標準（GB規格）、「電子商取引プラットフォーム知的財産権保護管理」が11月9日、發布された。2021年6月1日より施行される。

同国家標準は、「電子商取引法」の枠組みの下で研究、作成された推薦性のGB規格である。中国の電子商取引産業の現状を踏まえて、これまでに積み重ねてきた知的財産権保護の経験を生かしたもので、範囲、規範的文書、用語・定義、電子商取引プラットフォーム管理、電子商取引情報プラットフォーム要件、組織の知的財産権管理、一致性測定の7つの側面から明確な要求を打ち出している。

同標準の作成により、電子商取引プラットフォーム関係者が知的財産権の保護を強化するよう促し、知的財産権の保護意識の向上や電子商取引分野のビジネス環境改善につながることを期待されている。

（出典：中国打撃侵權工作網 2020年11月17日）

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/bmdt/202011/327943.html>

★★★6. 国務院、商標・特許など知的財産権の侵害行為に対する取締を強化★★★

国務院がこのほど、「全国の『放管服』改革の更なる深化、ビジネス環境最適化に関するテレビ電話会議の重点任務分業方案」（以下、「方案」という）を公布し、施行することを決めた。

「方案」は、5つの側面から25の主要なタスクを設定し、その中で、知的財産権について幾つかの具体的な目標が提示されており、市場監督管理総局、国家知識産権局、公安部、司法部、教育部、科学技術部、工業・情報化部などの国務院関連部門に、職責分担に従ってそれぞれ担当するよう求めている。

具体的には、▽今年末までに行政法執行における商標・特許侵害の判断基準の制定、▽特許分野における懲罰的賠償制度の早期導入、▽商標、特許、営業秘密などの知的財産権への侵害、及び学生用品、精製油、自動車部品などの偽造品製造販売行為に対する取り締まりの強化、▽特許など知的財産権情報サービスの提供、▽商標実体審査の効率向上、商標審査・審理基準の改正、類似商標の判断基準及び使用を目的としない悪質な商標の認定基準の明確化—などの内容が盛り込まれている。

(出典：中国保護知識産権網 2020年11月13日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/gwy/202011/1956948.html>

## ○ 地方政府の動き

### ★★★1. 12省市知的財産権行政保護協力会議、無錫市で開催★★★

北京市、上海市、広東省など12省、直轄市が参加する12省市知的財産権行政保護協力会議がこのほど、江蘇省無錫市で開催された。12省、市の知識産権局の代表者が知的財産権に関する法執行、保護の活動で上げた成果、直面している課題などについて交流を行い、今後の地域をまたぐ法執行活動の重要事項について合意に達した。

国家知識産権局・知的財産権保護司の責任者によると、今回会議の開催は、国の「知的財産権の保護強化に関する意見」が求めている「部門、地域をまたぐ摘発協力の強化」を徹底するための具体的措置で、各部門が力を合わせた知的財産権行政保護の実現、大保護局面の構築、地域と全国の知的財産権保護水準の向上に重要な意義があるという。

12省、直轄市は2012年に知的財産権行政保護に関する協力メカニズムを確立し、知的財産権行政保護の強化に向けて、各加盟機関は調査協力、送達委託、法執行協力などを推進してきた。

(出典：中国知識産権资讯网 2020年11月18日)

[http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=125955](http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=125955)

### ★★★2. 江蘇、国有企業の知的財産権育成を促進 「若干措置」発表★★★

江蘇省知識産権局と省国有資産管理委員会がこのほど、「省所属の企業の知的財産権の高品質な発展を促進する若干措置」を共同で作成し、発表した。省所属の国有企業を対象に22の奨励策を実施し、企業の研究開発活動を知的財産権で牽引し、その自主的イノベーション能力をより一層高めることとしている。

江蘇省所属の国有企業の研究開発活動を踏み込んで分析した上で、省知識産権局と省国有資産委員会が共同で作成した同「若干措置」は、知的財産権創造の活力の引き出し、知的財産権運用能力の強化、保護レベルの向上、サービスの増強、政策の徹底強化という5つの側面の内容を含む。省所属の国有企業の知的財産権管理水準を高め、イノベーション型企業の発展を加速させることが狙いであるという。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020年11月18日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/dfdt/202011/328104.html>

### ★★★3. 重慶、「知的財産権の保護強化に関する具体的措置」を發布★★★

重慶市がこのほど、「知的財産権の保護強化に関する具体的措置」を發布し、知的財産権の保護体制のさらなる整備や保護能力の向上、良好なイノベーション・ビジネス環境の構築に向けて、六つの部分からなる90の施策を打ち出した。

同「具体的措置」は、知的財産権に関する法規、政策の整備、保護体制の改善のほか、総合的な保護システムの構築、行政保護の強化、保護活動に対する指導体制の健全化、部門間による連携強化、司法保護の強化などの施策を明確にした。また、多元化された紛争解決体制、早期警報予防体制を整備し、サービスシステム構築による市場主体の保護を強化し、人材育成や普及啓発に注力するなどしている。

「具体的措置」の実施を機に、重慶市は、法律や行政、経済、技術を含む各手段を生かして、知的財産権管理の体制、能力のレベルアップなどを促進する方針であるという。

(出典：中国保護知識産権網 2020年11月13日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/cq/202011/1956965.html>

## ○ 司法関連の動き

### ★★★1. 最高人民法院、知的財産権民事訴訟の証拠に関する規定を公布★★★

最高人民法院（最高裁）は11月16日、「知的財産権の民事訴訟の証拠に関する若干の規定」（以下「知財証拠規定」という）を公布し、11月18日より施行すると発表した。

最高人民法院民三法廷の責任者によると、近年、中国では民事訴訟プロセスの規範変更が頻繁に行われている。民事訴訟法、民事訴訟法の司法解釈、及び民事訴訟証拠に関する司法解釈などにより、民事訴訟の証拠について、全面的に規定している。今回、最高人民法院民三法廷が起草した「知財証拠規定」は、前述した既存の民事訴訟における証拠規定をベースにした、知的財産権の民事訴訟における証拠問題に関する専門的な規定であり、知的財産権の司法裁判における証拠に関する特別な規則が多く示されている。この規定では、前述した規定に既に明確に規定されている内容については、重複規定を行わないものとする。

「知財証拠規定」は全33条からなり、証拠提出、証明妨害、証拠保全、司法鑑定、及び営業秘密に関わる証拠の交換と検証など、知的財産権の司法裁判における証拠に関する重要な規定を充実させており、権利者の立証負担の軽減につながるものだと考えられる。

（出典：最高人民法院公式サイト 2020年11月16日）

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-272261.html>

### ★★★2. 最高人民法院、著作権の保護強化に関する意見を公布★★★

最高人民法院は11月16日、著作権侵害行為の抑制を目的とした「著作権と、著作権に関連する権利の保護強化に関する意見」（以下、「意見」という）を公布した。

その中で、創作者の権益保護強化について、「意見」は創作者、送信者と社会公衆の利益を統一的に配慮し、新興産業の発展奨励と権利者の合法的権益の保障との関係をうまく処理し、知的成果の創作と送信を促進し、社会主義文化と科学事業を発展、繁栄させるとしている。

「意見」では、事件を複雑と簡単に区別して審理する試行業務を推進し、著作権事件の審理期間を大幅に短縮するよう求めている。また、▽知的財産権訴訟の証拠規則を完備させ、当事者がブロックチェーン、タイムスタンプなどの方式で証拠を保存、固定及び提出することを支持し、権利者の立証難問題を効果的に解決する▽当事者の行為保全、証拠保全、財産保全などの訴訟請求を支持し、多様な民事責任方式を総合的に運用し、権利者が民事事件においてより全面的に十分な権利救済を得られるようにする一などの方針を明確にした。

このほか、▽署名に基づき関連権利帰属の推定▽権利侵害品及びその材料、専用道具の廃棄▽権利者の受けた損失の十分な補填▽不誠実訴訟行為の取り締まり一などに関連する具体的な規定が盛り込まれている。

（出典：最高人民法院公式サイト 2020年11月16日）

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-272231.html>

### ★★★3. 全国法院知的財産権裁判活動シンポジウムが広東で開催★★★

11月12日、全国法院知的財産権裁判活動シンポジウムが広東省広州市で開催された。最高人民法院の賀榮副院長をはじめ、最高人民法院、各高級人民法院、知識産権法院、一部の中級法院、インターネット法院と国の関連部門の責任者が会議に出席した。

会議において、▽特許などに関わる技術関連事件の適切な審理、コア技術とイノベーションの保護、▽著作権保護の確実な強化、▽商標関連の行政事件に対する司法審査と商標権保護の強化、▽知的財産権を侵害した犯罪行為の厳罰、営業秘密保護などに関する新しい司法解釈の実施徹底、▽民法典の実施徹底と法適用の統一化——などが強調された。

会議ではまた、知的財産権に関する優れた裁判文書、調査研究成果、典型的事例が発表された。

（出典：最高人民法院公式サイト 2020年11月13日）

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-271501.html>

## ○ ニセモノ、権利侵害問題

### ★★★1. 北京16部門が「網剣行動」を実施 ライブコマース規範化など★★★

北京市市場監督管理局をはじめ、市公安局、市インターネット情報弁公室、北京税関、市通信管理局を含む北京市の16部門は「網剣行動」を共同で実施することになった。オンラインとオフラインを一体化させた監視管理を推進し、インターネット市場秩序のさらなる規範化を図るといふ。

今回「網剣行動」では、電子商取引プラットフォーム経営者の責任履行に関する検査を実施し、ネット上の知的財産権侵害や模倣品・劣悪商品の製造販売を集中的に取り締まる。食品、防疫用品、児童用品など、人々の生命、健康に関わる消費財に重点を置いて商品の抽出検査を行うとともに、ライ

ブコマースにおける各種の違法行為を厳罰し、ネット取引重点管理リスト制度を導入することとしている。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020年11月17日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/dfdt/202011/328044.html>

### ★★★2. 長江デルタ地域3省1市、ネット関連の法執行活動で連携協定★★★

11月12日、長江デルタ地域の市場監督管理に関する法執行協力会議が浙江省温州市で開催され、同地域にある3省1市＝江蘇省、浙江省、安徽省、上海市の市場監督管理局が「長江デルタ地域市場監督管理ネット事件連動法執行協力協定」を締結した。

昨年1月3日、3省1市はビジネス環境の整備や監視管理の統一化などを狙う「長江デルタ地域市場体系一体化整備協力覚書」を締結し、同11月に3省1市の市場監督管理局は「市場監視管理連動法執行実施弁法」に調印し、事件関連情報の共有や法執行協力、共同エンフォースメントなどに関する連携体制を確立した。

今回締結した協力協定によると、3省1市の市場監督管理局は、複数の地域を跨ぐ重大なネット関連違法事件について、共同エンフォースメントを実施し、所定の時間内で生産、流通、倉庫をカバーする、オンラインとオフラインを一体化させた全面的な取り締まりを行う方針を明確にした。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020年11月13日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/ywdt/202011/327810.html>

### ○ 中国企業のイノベーションと知財動向

#### ★★★1. 国家電網、「ブロックチェーン+新エネルギー」特許を登録 国内初★★★

国家電網公司(State Grid)の子会社である寧夏電力公司と同社傘下のEコマース業者「国網電商」が共同出願していたブロックチェーンコア技術に関連する特許、「ブロックチェーンに基づく新エネルギー電気使用データ処理方法、装置及び参加ノード」がこのほど、国家知識産権局によって権利化された。

この特許は国内初の「ブロックチェーン+新エネルギー」特許で、エネルギー及び電力業界におけるブロックチェーン技術の自主革新の重要なブレークスルーとなる。

エネルギーのグリーンモデルチェンジが深まるにつれ、エネルギー消費構造における新エネルギーの割合が増加している一方、電力システムのピーク調整能力が不十分であり、市場メカニズムが不完全であるため、新エネルギー消費市場を活性化する必要がある。

次のステップでは、国家電網公司は引き続きブロックチェーンなどの先進的な科学技術の研究開発への投資を増やし、ブロックチェーンと新エネルギー業務の融合と革新、発展を積極的に推進し、中国のエネルギー消費の構造転換・アップグレードに高度な技術サポートを提供していくとしている。

(出典：中国保護知識産権網 2020年11月17日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/qy/kjcx/202011/1957034.html>

### ○ 統計関連

#### ★★★1. 中国、1～10月の実行ベース外資導入額が6.4%増★★★

商務部が伝えたところによると、今年1～10月には、銀行・証券・保険関連のデータを含まない全国の実行ベース外資導入額が8006億8千萬元(1元は約15.9円)に上り、前年同期比6.4%増加した。増加率は1～9月期を1.2ポイント上回り、安定さの中で好調さを維持する流れが続いている。

単月の状況をみると、10月の全国実行ベース外資導入額は818億7千萬元で同18.3%増加し(米ドル換算では118億3千万ドル、同18.4%増加)、7ヶ月連続でプラスを達成している。

業界別にみると、1～10月のサービス業の実行ベース外資導入額は6257億9千萬元で同16.2%増加し、実行ベース外資導入額全体の78.2%を占めた。ハイテクサービス業は増加率が27.8%になり、このうちECサービスの増加率が44.3%、専門的技術サービスが77.9%、研究開発・設計サービスが82.1%、科学技術成果移転サービスが43.6%となっている。

(出典：商務部公式サイト 2020年11月16日)

<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ai/202011/20201103016069.shtml>

#### ★★★2. 深セン、1～9月のPCT国際特許出願が22.66%増★★★

深セン市市場監督管理局(知識産権局)が発表した情報によると、今年1～9月、同市2万8000社の企業が21万9000件の専利(特許、実用新案、意匠を含む)出願を提出し、前の年より17.19%増

え、登録された専利権の数は同期比 34.52%増の 16 万 4000 件に達した。中小企業による専利出願は前年同期比 20.11%増の 15 万 3000 件、特許協力条約 (PCT) に基づく国際特許出願件数は 22.66%増の 1 万 4000 件で、いずれも全国大都市の中でトップとなっている。

中興通迅 (ZTE) の副総裁兼知的財産部長である胡毅氏によると、ZTE は現在約 7 万 6000 件の専利出願を行っており、3 万 6000 件を超える有効特許を保有している。PCT 国際特許出願について、9 年連続で世界のトップ 5 にランクされており、そのうち、チップに関連する特許出願は 4100 件を超える。(出典：中国打撃侵権工作網 2020 年 11 月 13 日)

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202011/327762.html>

○ その他知財関連

★★★1. フランシス・ガリ氏、上海国際知的財産権学院の名誉院長に就任★★★

11 月 13 日、世界知的所有権機関 (WIPO) 元事務局長、フランシス・ガリ氏が同済大学・上海国際知的財産権学院の名誉院長に任命された。国家知識産権局 (CNIPA) 申長雨局長がお祝いの手紙を贈り、上海市の陳群副市長が任命式に出席した。

ガリ氏はビデオ方式で任命式に出席し、「中国政府は知的財産権活動を高く重視しており、知的財産権ガバナンスで大きな実績を上げている」、「上海は活気に満ちた都市で、知的財産権活動での成果は著しい」などと語った。また、「上海国際知的財産権学院が世界一流の知的財産権学院になるよう、関係者とともに努めていきたい」と表明した。

式典の後、ガリ氏はオンライン講座を行い、同済大学の 700 人余りの教師と学生に、国際知的財産権発展の趨勢に関する考えなどを紹介した。

(出典：中国知識産権资讯网 2020 年 11 月 18 日)

[http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=125953](http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=125953)

★★★2. 第 16 回中国 (無錫) 国際デザイン博覧会が無錫で開催★★★

第 21 回中国専利賞 (意匠) の授賞式が 11 月 14 日、第 16 回中国 (無錫) 国際デザイン博覧会の開幕式に合わせて行われた。授賞式には、国家知識産権局の申長雨局長、江蘇省の馬秋林副省長が出席し、受賞者たちに賞を授与した。世界知的所有権機関 (WIPO) のダレン・タン事務局長がビデオメッセージで挨拶をした。

申局長は開幕式で、「良き設計は製品の機能と品質を高め、かつ製品の魅力と付加価値を高め、さらには新たな市場の需要を創出できる。『中国製造』は現在、『中国創造』『中国設計』『中国智造』『中国精造』に転換中で、製造業が製品開発及び市場マーケティングにおける設計の重要な力への重視を強めている」と述べた。

ダレン・タン事務局長はビデオメッセージの中で、「WIPO と国家知識産権局の中国専利賞での協力は 1989 年にまで遡ることができる。過去数十年の間に、中国は効率的で現代的な知的財産権生態システムを構築し、経済、社会の発展を推進してきた。WIPO は知的財産権とイノベーション分野で中国と引き続き協力していきたい」と述べた。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020 年 11 月 16 日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/bmdt/202011/327836.html>

## 【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェットロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro. go. jp

---

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

[https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェットロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro. go. jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェットロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェットロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェットロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェットロ）北京事務所知的財産権部

---

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved